

## 関東地方整備局事業評価監視委員会（平成25年度第1回）

### 議事録

#### ■平成25年度事業評価監視委員会の進め方等について

##### ○家田委員長

平成25年度における事業評価監視委員会の進め方等について、審議していただきたいと思えます。

平成22年4月に実施要領が改定され、再評価の実施時期を短縮する見直しを行い、それまで再評価後5年経過であったものが、変更後は3年に短縮されました。その結果、審議案件数が増大しました。そのような中で、私の引き受ける前の世代の委員会では、どのように重点化していたかという、委員ごとに分野別に分けて、その中で分担することによって、トータルの時間を節約していたというように伺っております。

これはこれで一つの見識ですが、様々な専門分野の人がそれを越えたところのことを他山の石のような目で見ていただくことによって、より見えなかったところが見えてくるような、分野を超えた総合ディスカッションにこそ、この委員会の本来の使命があるのではないかという視点から、分野別に分けるのはやめて、この重点化、一般化というようにやってきた流れではあります。今回の事務局案も、それに従ってつくっていただいています。御意見を賜りたいと思えますので、ぜひ積極的に御発言いただきたいと思えます。

##### ○佐々木委員

資料1-1の3ページで、重点審議案件の絞り方に関するところですが、平成24年度と比べた場合の変更点は、「顕著に」という言葉を入れることだと理解しましたが、この結果、例えば「平成24年度」で「事業計画等の変更が生じた事業」によって重点化されたものの件数が幾つで、「顕著に」という言葉を入れることによって、どのくらい実際件数が減るのが疑問です。大体重点審議案件だと、重点審議案件の選定項目に複数該当する場合は非常に多いように思いましたので、実質的にこれで減りそうだという見込みがあるのかお聞きしたいと思えます。

○事務局

現在、審議件数が全体で55件で、その内再評価50件で、現在、各部で重点審議案件と一般審議案件、そして事前審議案件で整理をしてるところで、具体的な数字は出ていませんが、25年度は大体重点審議案件が10件ぐらいではないかと思います。

○家田委員長

昨年度の例で、もしこの「顕著に」を入れたら、どのくらい減ったのかということですね。

○事務局

去年は重点審議案件が12件ありましたが、先ほど委員長のお話もありましたように、さらに「顕著に」ということで、それを絞り込みたいと思っています。、今の時点では全体50件中10件ぐらいを重点審議案件として、前回は35件中12件が重点審議案件でしたので、全体の3割から2割ぐらいに振り分けられればと思います。

「顕著に」という言葉に変えたことによって、さらに事務局としては、重点化を図っていただきたいという気持ちで表現を変えさせていただいています。

○家田委員長

関東地方整備局としての「顕著に」の定義を徐々に積み上げていき、どうしてこれを「顕著に」というように判断したのか、どうしてこれは顕著ではないというように判断したのかということ、説明できるようにしておくことが必要だと思います。

○事務局

わかりました。

○清水委員

重点審議案件と一般審議案件は、各委員の判断で、意見が分かれるところもあると思いますが、一方で、事前審議案件は前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化がないというのは、これは大体50何件あるうちのどのくらいが事前審議案件なのかというのは読めるはずだと思います。この事前審議とは、関東地方整備局の事業評価

監視委員会独自のやり方なのか、あるいは全国でも件数の多いところでは、このような方法を導入してるのか。独自の方法があれば、これは今までにないやり方ですから、変化がないと言いながらも、少し考えなければいけないところがあるかと思います。

もう一つは、この事前審議案件がたくさんあると、宿題を出されるとじっくり見ないような気がしますね。議事録もしっかり見る時間をとりたいところで、宿題が多くなると、やはり見方が雑になる可能性はあるかなというところで、どのくらいの事前審議案件の件数を用意されてるのかと思ひまして。

#### ○事務局

この事前審議の試みは関東だけです。今のところ各部のほうで今整理をしているところですので、正確な数字はまだこれからですが、大体20前後ぐらいではないかと思ひ込んでいます。

#### ○堤委員

なるべく効率的に議論を進め、時間の節約もして、どのようにきちんとした評価をするのかだと思います。資料1-1の7ページの進め方の例で、「同一路線における隣接事業の一括審議」、これはとても有効だと思いますし、賛成できるところです。

もう一つ、全体の55の中には地域全体として道路と河川と別々のセクションだけれども、一つのエリアとしての一括審議というようなお考えはないのかお伺いしておきたいなと思ひました。

#### ○事務局

今のところ同一事業で考えてまして、エリアの中に例えば河川と道路が一緒にあっても、それを一緒に審議するという事は考えておりません。

#### ○家田委員長

そうですね。一緒にすると、その説明が効率的になるものについては大いにすべいいし、一緒にしても、中華料理とフランス料理を一緒に食べるような話になってもいけないなということがあつる。同じレストランでも違うものを出してつるという。

#### ○鈴木委員

進め方としては、いいなと思っていますが、言葉と審議内容で、事前審議という言葉を使った場合は、きょう、この委員会の規則を配られたので、そこで言うところと審議を行うというところに関係するのだと思いますが、審議自体は全員が集まったところで行うことが審議ですよ。そうすると、事前の審議というのは、これは書面で送られてきたものに対して何らかの意思表示をするとすると、書面で審査とか、そのようなことなのですかね。この位置づけをはっきりしておいたほうがいいなと思うのは、予備審査なのか事前審議なのか、あるいは審議自体は全員が集まって、ここでやられると。そうすると、そのときには、事前に審査したもの、12人がやりますよね。それに対しては、書面というか、事前審議した結果をここに提出するということなのですかね。要するに予備審査みたいな考え方なのか、書面で審査する考え方なのか、あるいは事前に見させていただいて、異議がなければ審議に臨むのか、その仕分けがどちらなのかというのが判断に困っています。

#### ○事務局

事務局とすれば、事前に審査と、予備審査的な位置づけにさせていただければと思ってまして、資料を送らせていただき、その資料をあらかじめ見ていただいて、各自の先生がそれに対して考えを整理していただいて、リクエストにありますように、それが一般審議や重点審議に値するのであれば、事前に事務局に連絡いただいて、当日、一般審議案件に回すとかということになって、実際の審議は当然ここで審議するということになると思います。

#### ○鈴木委員

そうすると、欠席の方も意思表示をしてもらおう。今まで欠席の方はここで審議メンバーから外れていて、その方は議決に関与しませんよね。事前審査の場合、意思表示はしてもらおうのだろうか。何か言われなければ意思表示はなかったもので、審査を受けたという判断なのか。そこのところをしっかり整理しておいたほうがいいかなというように思いました。

#### ○事務局

事前審議というよりも予備審査という言葉になるのですかね。それが事前審議案件なの

か一般審議案件なのか、重点審議案件なのかという振り分けをしていただくというのが、事前の予備審査という言葉になるのですかね。審議はここでやっていただき、事前審議案件は基本的には説明をここではしないということになると思います。ただ、その分、先生には負担をかけますけれども、中身を事前に見ていただきたいということです。

#### ○笠委員

今のお話を途中から入らせていただいたのですが、私もそこがよくわからなかったところで、事前に審査案件として、そちらで区分されたものが送られてくるわけですね。それで、何か質問があるなと思って、もう一回説明をきちんと聞きたいかどうかで分けるような感じなのでしょうか。

#### ○事務局

そうですね。もし質問があることが出てきましたら、我々は答えさせていただきますけれども、一般審議とか重点審議に回らなければ、当日の説明は省かせていただきたいと思っています。

#### ○笠委員

こちらとして、どういうものをこれは一般審議にしてくださいというように言うのが少しわかりにくく、そちらで一応分類はされてくるわけですね。だから、事前審査案件から重点審議に上がるというのはなさそうなので、一般審議にするというときには、こちらのほうの判断として、今申し上げたようなことでいいのですかね。

#### ○事務局

そうですね。我々とすれば、ほとんど変わってないか、本当に軽微なものについては極力事前で処理したいなと思ってます。先生のほうで非常にわかりづらいし、説明を聞きたいというものにつきましては、一般審議ということでリクエストいただければと思います。

#### ○笠委員

そうすると、いただく資料というのは今までの資料と同じレベルのものだと考えていい

わけですか。

○事務局

同じレベルです。

○笠委員

わかりました。

それともう一点ですけれども、清水先生や佐々木先生の御質問にもかかわるかと思いますが、資料1-1の4ページのところのイメージがよくわからなくて、この図だと、何か事前審議はすごくわずかで、そこで絞り込んだ時間を重点審議にかけるというか、あるいは一般審議にかけるというか、冒頭の局長のお話だと、何か重点をもっと膨らませるような感じだったのですけれども、さきほどの数字の話をお聞きしていると、事前が20で、何か3分の1ずつ分かれてるような感じに聞こえて、やってみないとわからないのかもしれないのですが、余り重点が大幅に減るといのはどうなのかなと思っていて、「顕著に」というところを余りシビアにされて、そこが全部減ってしまってというふうにはならない。この図だと重点が少し減って、さっきのお話でも25%ぐらい減るというお話ですか。それで、事前審議が20になるということでしたら、一般も相当減るということで、時間的には従来の、平成23年度も63件で何とか10回で回っているので、そんなに重点審議を減らしてまで事前審議をふやす必要があるのかなという気もややすという感じですね。

○家田委員長

そうですね。24年は案件数が少なかったから、割と落ちついてやったと思いますが、その前は大変に、特に重点でないところにしわ寄せがかかって、はい、次、はい、次って感じだったのを思い出しますよね。だから、件数をどうこうするというよりは、重点審議についてはより時間のゆとりを持ってやりたいということです。1件1件本当に重点であるものはじっくりとやりたいと、こういうところではないかと思いますね。したがって、重点審議の件数を減らすという目標よりも、重点審議にかける時間をふやすという目標ではないかと思いますよね。

○笠委員

そうすると、この「顕著に」というのは余り入れないほうがいい。

#### ○家田委員長

そうですね。ただ、重要なのは、重点審議にするかどうか、それから一般審議にするかどうかというところにセーフガードがかかっているということですよね。つまり委員からのリクエストが常にできるような状態を維持すると。それから、重点審議のチェックについては、とにかく今までどおりやってきたので、皆さんが考えて、これは重点審議だと思えば重点にしてもらえばいいので、これはそれほど難しくないと思っていますが。

ここで言うところの事前審議案件、いわば書類審査案件については新しい試みでもあるので、比較的丁寧な運用をしていないと、いいかげんなことをやっているように言われてしまいますね。ここは少し慎重にやっていく方向だと思いますね。ここについても十分にフェールセーフというのか、セーフガードが皆さんからかかるようにしておくと思います。運用としては、事前に事務局から事前審議とか、重点審議とかをわけたものが送られてきて、そのときに見ていただいて、まず重点審議にすべきものを、もう少しこれもして頂戴というのは大いにチェックしていただくと。それから、事前審議を今度は見ていただいて、これは特に質問もなく、しかも事務局が用意してる対応方針、例えば継続とか取りやめとか、それに異存がなく、附帯意見もつけるつもりがないと、全員がそうであるというような意見であるのであれば、これは事前審議のままでいいでしょう。

だけど、例えば堤先生のこれは附帯意見をぜひつけたいと言うものとか、僕は、これはわからないところがたくさんあるというようになってくると、誰かしかがこれは事前審議ではだめだ、せめて一般審議にしろとか、あるいは重点審議にしろとかいう意見があったら、そっちに繰り入れるという運用方針をとっておけばいいのではないかと思います。ということは、どのようなものが残るかという、みんながこれはよくわかるし、しかも結果も事務局案で合意だし、しかも特に附帯意見もつけるつもりがない、みんながそう思っているものについては、当日、説明はもちろん必要ないし、それからそのように判断いただいたということだから、確認作業、つまり審議の結果を確認するというだけでよくて、よろしいですねって言うだけになりますね。

あと残りは、鈴木先生がおっしゃったように、そこで当日出席してる人だけの意見なのか、そうではないのかというのがありますが、恐らく事前審議で結構、それで了解だというように判断した人は、それでチェックしてもらおうと。そうではなく、これは一般審議

案件に上げる、それは重点審議案件に上げてくれというリクエストした人は、はっきりしてますからね。それ以外の方は合意してるという前提で見直してはどうかと思いますが。そのような理解ではどうでしょうか。

#### ○鈴木委員

そのような理解で、わかりました。この資料1-1の5ページの委員会にて審議という囲みがありますが、ここがおかしいです。この4ページの事前審議を試みて、右から来ると、我々は、送られてきた書類を全部事前審議として見ているわけです。そこで、この5ページ目の重点審議と一般審議とありますが、事前審議は終了してるわけです。事前審議終了というのか、事前審議という、この言葉が何か紛らわしいのではないかなと思います。

#### ○家田委員長

事前審議が終了していると思っていないものは左側の一般審議や重点審議に行くし、思っているものは事前審議の青いままで残っていて、その確認だけを行うというような運用になるかもしれませんね。ただ、それが法制度的にどのような用語を使うのがいいのかはよくわかりませんが。

#### ○堤委員

家田委員長がおっしゃったように、事前審議を例えば重点審議に上げるかという大きな事前審議があった場合には、この事前審議のやり方をもう少しルール化したりすると、はっきりわかるのではないかという気がしました。

#### ○局長

御意見いただいたとおりのところがございまして、この事前審議という言葉は少し紛らわしいように思います。委員会当日、審議していただく内容として、重点審議と一般審議と一括審議とがあります。一括審議のものについては、事前に書面で見ていただいてというようなことで、事前には全て目を通していただいている中で、当日はまとめて一括審議していただくというような整理のほうがわかりやすいのではないかと思います。

それと、家田委員長のほうで非常にわかりやすく整理していただきましたけれども、昨年の審議を、振り返ると、やっぱり3年インターバルにした結果として、非常にロールが

多いということがあって、それを何とかしたいという意識があって、例えばここで言う一括審議するものは、3年前に継続としたものがこの3年間の間に大きな変化がなく、例えば事業費が変わっていないとか、進捗状況も前回報告したのと変わっていない、工期も変わっていない、結果としてB/Cもほとんど変わらないというものは、結論として継続というものの対応方針が変わりようがないわけです。そのようなものは、改めて審議していただかなくても結論は変わらないので、一括審議ということでもいいのではないかという考え方でまとめさせていただきました。

#### ○家田委員長

今、提案いただいたように、事前審議案件という名前改め、一括審議案件という感じでいかがかということです。それは限りなく変化が少ないものであって、つけ加えさせていただければ、一括して審議するので、審議時間も余りとらない前提ですから、委員の中から、もう納得したというような合意がほぼとれている。もちろん気が変わる場合だってありますから、そのときには当日、何を言ってもらってもいいですが、基本的にはそのような運用でいかがでしょうか。少しでも疑義のあるものはリクエストしていただいて、一般審議なり重点審議なりにチェックを入れていただくということで、よろしいですか。

#### ○堤委員

理解できました。

#### ○家田委員長

それでは、あとは制度的におかしいところはないか、何かいろいろ規定とか、その辺の精神に合っているかいらないか、事務局でチェックした上で、要望を最終決定していただけたらと思います。

#### ○清水委員

事前審議案件で事前に見るので、変わっていないのであれば、B/Cも（あらためて）出すことはないようにも思います。例えば全く変わってないないのであれば、同じようなB/Cになるわけで、B/Cをだすのは結構作業量が多いでしょう。事前審議案件を行うということは、非常にきちんとした結果を従前に配付してもらわないと困ります。それほ

ど多くはありませんが、事前に送られてきた資料と、ここで説明を受けたときのパワーポイントの数値が違うということがありました。これはしかたがないかなと思います。その間に精査してくると、また違ってくるといふか、そういうものが出てくるから。事前案件にすると事務局は今までどおりのやり方で行ったら、とても大変（な作業量）で、より精査を持ったもので事前に送らなければいけないということになってくると、我々は楽ですが、事務局は結構大変だと思います。変わらないのであれば、今までと同じ論理で説明してもらって、B/Cも前年度のものとの違いを明確にしてくれれば、すべて出さなくても、その範囲で入ってるような気もしますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

今の点については、事業評価の運営の要領があるので、本省で考えないといけない話だと思いますが、B/Cについて言いますと、事業費が変わらない、工期が変わらなくても、評価する時点が例えば3年前と今時点で変わってくると、それで若干B/Cは変わってくるわけですね。それも、要領上は行うことになっていますので、そのようなものを本省全体で見直していくと、また家田委員長からもそのようなことも提案していただくことによって省力化はできると思いますし、今の時点では、それはやらざるを得ない状況ではありますので、課題として提起していただければ、本省のほうで全国統一的に考えてもらえるのではないかと思います。

#### ○家田委員長

その辺を説得力を持って決断できるようにするための第1ステージがここで、ここで出てくる一括審議案件が前のときのBなりCなりはこうでした、もう一回行ってみると、こうでしたというような、その分布をとると、ほとんど同じというようになって実績がたまってくると、ああ、なるほどこれはどうも、あのときの5年から3年というのをぱっぱと決めてしまったのを、もう一回精査しなければいけないかなと。かくかくしかじかの条件のものは3年で行うし、そうではないものはやっぱり5年なり、あるいは場合によっては、もっと長くてもいいのかもしれないとか、見直すところはたくさんあると思います。そのような中でも一番長男格である関東地方整備局が一步先んじて勉強しておくというための枠組みづくり、そのようにお考えになっていただいたらいかがでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○家田委員長

ありがとうございました。

それでは、一部用語と、それから運用の仕方を少し明確にしておくところが改良事項ですけれども、大局的なところは御了解いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○家田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今の審議案件は、そのようなことで結論づけたいと思います。

○家田委員長

以上ということで、よろしいでしょうか。

委員の皆さんから、ほかにリクエストなり御意見なりございませんか。

〔「なし」という声あり〕